

届出医療のご案内

医療法人 好古堂 きやま高尾病院

当院では、以下の施設基準を九州厚生局へ届け出てサービスを提供しております。

基本診療料の施設基準

- ◆ 医療 DX 推進体制整備加算
- ◆ 療養病棟入院基本料 1(160 床)
 - ・経腸栄養管理加算
 - 当院では病棟毎に 1 日
 - 6 人以上の看護職員
 - 6 人以上の看護補助者が勤務しております。
 - 夜勤帯(17:45~9:00)は、看護・介護職員 3 名以上で勤務しております。
- ◆ 療養病棟療養環境加算 1
 - 病室、廊下、浴室、食堂、談話室等療養に必要な環境を整備しております。
- ◆ 認知症ケア加算 3

入院時食事療養に関わるもの

- ◆ 入院時食事(生活)療養(I)
 - 食事は管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食は 18 時以降)、適温で提供しております。
 - 病室などは温度、照明、給水に監視適切な療養環境の形成に努めています。

特掲診療料の施設基準

- ◆ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料(在医総管)
- ◆ CT撮影及びMRI撮影
- ◆ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- ◆ 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)
- ◆ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆ 摂食嚥下機能回復体制加算 3
- ◆ 胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)
- ◆ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ◆ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ◆ 入院ベースアップ評価料 20

令和 6 年 10 月 1 日 現在